

年 月 日

保護者各位

明石市こども局こども育成室
明石市立幼稚園

明石市立幼稚園における給食の食物アレルギー対応について

平素は、本市の保育教育行政にご協力とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、明石市立幼稚園では、民間給食業者からの外部搬入方式により給食提供を実施しています。

近年、食物アレルギー疾患を有する子どもは急増しており、重大な症状の場合には呼吸困難等を引き起こすなど、生命の危機にかかわることもあります。明石市立幼稚園給食の提供にあたっては、主治医の適切な診断をもとに保護者の方と幼稚園が連携を図り、慎重に対応を進めていく必要があります。

食物アレルギー疾患を有するお子さまが給食をお申込みされる場合、本案内の記載事項にご留意のうえ、必要書類をご提出ください。

食物アレルギー疾患を有するお子さまの給食申込みにあたっては、主治医の作成する「学校生活管理指導表」により提供の可否及び給食の種類を決定します。「学校生活管理指導表」等の内容によってはお申込みいただけない場合もありますので、ご了承ください。

給食申込みの対象であるかどうかは、本案内文「2 幼稚園給食における食物アレルギー対応について」または、「明石市立幼稚園の給食提供について」リーフレットによりご確認ください。

記

1 食物アレルギー対応申請の流れ

明石市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)における給食について、食物アレルギー対応を希望される場合は以下の手順で申請いただきます。

(1)書類の配付・説明

(2)書類の提出・面談

(3)対応の決定

(4)献立表の確認

(1) 書類の配付・説明

幼稚園から下記の書類の作成方法を説明いたします。必要書類が揃いましたら、幼稚園までご提出ください。

① 給食のお申込みに係る書類(全員)

1号認定児の場合

- ・ (給食様式第 04-01 号)明石市立幼稚園食物アレルギー疾患調査票 兼 給食(昼食)申出書
- ・ (給食様式第 05-01 号)預かり保育利用申請書兼給食申込書【1号認定児用(一般世帯)】
- ・ (給食様式第 05-02 号)預かり保育利用申請書兼給食申込書【1号認定児用(就労世帯枠・優先利用)】

※ (給食様式第 05-01 号)(給食様式第 05-02 号)は必要な場合にものみ提出

2号認定児

- ・ (給食様式第 04-02 号)明石市立幼稚園食物アレルギー疾患調査票 兼 給食(昼食・間食)申出書
- ・ (給食様式第 05-03 号)保育利用時間確認書【2号認定児用】

② 食物アレルギー対応に係る書類(給食提供を希望する食物アレルギー疾患を有するお子さま)

- (幼ア_様式 1) 幼稚園における食物アレルギー対応について.....【保護者確認用(本書類)】
- (幼ア_様式 2) 食物アレルギー対応申請書 兼 対応決定書【保護者記載】
- (幼ア_様式 3-1) 主治医宛 依頼文書.....【主治医配付用】
- (幼ア_様式 3-2) 学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)【主治医記載】
- (幼ア_様式 4) 食物アレルギー疾患個別対応票 兼 面談票【保護者記載】
- (幼ア_様式 5-1) 「エピペン®使用に関する情報提供」の記入について.....【保護者配付用】
- (幼ア_様式 5-2) エピペン®使用に関する情報提供.....【保護者記載】

※ (幼ア_様式 5-1)、(幼ア_様式 5-2)は、エピペン®の処方がある場合のみ提出が必要です

※ (幼ア_様式 3-2)学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)は医療機関で作成いただく書類になりますので、文書料が発生します

(2) 書類の提出・面談

(1)の書類をご提出いただいた後、幼稚園と保護者の方で面談を行います。提出書類の内容やお子さまの状態等について、詳しくお伺いします。

(3) 対応の決定

面談実施後、下記①～③のいずれかの対応を決定します。**ご提出いただいた書類(学校生活管理指導表等)を確認し、申し出とは異なる給食内容になる場合もありますのでご了承ください。**

- ① 家庭より持参
- ② 食物アレルギー対応食(卵・乳アレルギー除去) ⇒ 次項「(4) 献立表の確認」へ進む
- ③ 一般食

決定した内容は「(幼ア_様式 2)食物アレルギー対応申請書 兼 対応決定書」の<幼稚園記載欄>に記入し、コピーを保護者の方へお渡しします。

(4) 献立表の確認

(3)より提供する給食が「食物アレルギー対応食(卵・乳アレルギー除去)」に決定した場合、保護者の方は毎月献立表をご確認ください。

毎月、献立実施月の2か月前～前月頃に、幼稚園から「保護者確認用献立表(卵・乳アレルギー除去)」を保護者の方へ配付しますので、献立内容の確認及び保護者確認欄にサイン(又は押印)し、幼稚園まで提出ください。幼稚園がその内容について確認後、コピーを保護者の方へお渡しします。

2 幼稚園給食における食物アレルギー対応について

(1) 対象の範囲

- ① 過去1年以内に医療機関で食物アレルギー疾患と診断され、医師の指導のもと家庭で食物アレルギー対応を実施している園児

※ 保護者の自己判断による食事制限や好き嫌いによるものは対応できませんのでご注意ください。

※ 幼稚園給食で使用しない食材の食物アレルギー疾患を有している場合も、給食提供が可能かどうか、医師の指示にもとづいて対応します。

② 所定の手続きにもとづき、保護者から対応申請があった園児

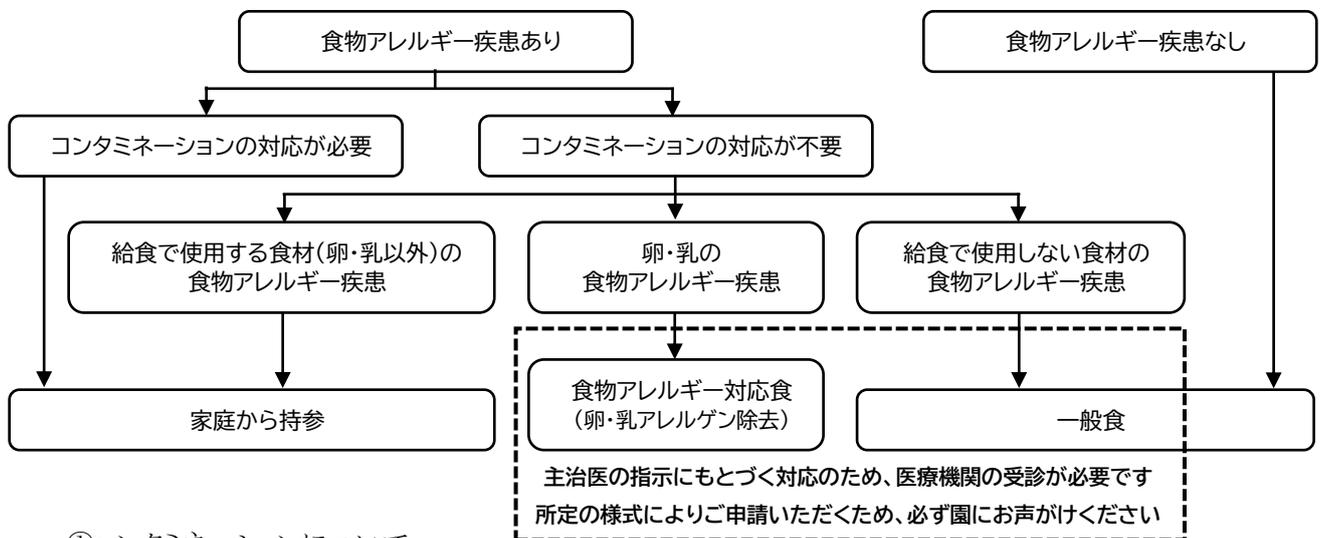
※ 申請にあたっては、医師の作成する学校生活管理指導表等の書類を提出のうえ、手続きをおこないます。

※ 保護者の方からの口頭での申し出など、所定の手続きによらない方法での申請については対応できませんのでご注意ください。

(2) 給食提供の種類について

幼稚園では、卵及び乳の食物アレルギー疾患に対応した給食を提供しています。その他の食物アレルギー疾患をお持ちのお子さまでも給食提供の対象となる場合がありますので、次表のフローチャートをご確認ください。

表 1 給食選択のフローチャート



①コンタミネーションについて

1)コンタミネーションとは

コンタミネーションとは、食品を生産する際に原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまうことをいいます。

原材料表示欄外に注意喚起(コンタミネーション)記載がされている食品もありますが、「〇〇は使用していません」は、必ずしも「〇〇が含まれていない」ことを意味するものではありません。例えば、原材料に小麦粉を使用していない場合、「小麦粉を使用していません」と欄外に表示されていても、コンタミネーション等により小麦粉が混入することも考えられます。

2)コンタミネーションの対応が必要な場合の園児への対応について

幼稚園給食の調理をしている給食調理施設では、明石市立幼稚園給食以外の事業所等の給食も調理しているため、同じ場所で調理する、同じ調理器具を使用する、揚げ油を共有する、調理場所で粉が舞う等により、明石市の幼稚園給食で使用していない原材料が意図せず混入する可能性があります。

対応を必要とする場合には、「生活管理指導表」の「学校生活上の留意点」欄の「A 給食調理施設におけるコンタミネーションの対応」欄にて、「2. 管理必要」への記載が医師によりなされます。本項目に記載がある場合、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供は困難であり、給食の申込みはできませんので、予めご了承ください。

②幼稚園給食で原材料として使用している食材について(食品表示法にもとづくアレルギー表示対象品目)

幼稚園給食における食物アレルギー対応は、食品表示法にもとづくアレルギー表示対象品目のアレルゲンを対象としています。

表示の対象となるアレルゲンは、食品表示基準で表示を義務付けるもの(特定原材料)と表示を推奨するもの(特定原材料に準ずるもの)の2種類があります。

食品表示法にもとづくアレルギー表示対象品目のうち、幼稚園給食における原材料の使用状況は「表2」のとおりです。

幼稚園給食で原材料として使用している食材のうち、**卵及び乳以外の食物アレルギー疾患をお持ちの場合、給食のお申込みはできませんので、ご了承ください。**

また、**これらの品目以外の食物アレルギー疾患をお持ちの場合につきましても、使用状況の確認がとれないことから、給食のお申込みはできません。**

表 2 幼稚園給食において原材料として使用している食材の使用状況

表示	区分	原材料として使用している食材		原材料として使用していない食材
義務	特定原材料 (8品目)	卵、乳	小麦、えび、かに ※ 上記項目に該当する場合、給食申込み不可	くるみ、そば、落花生
推奨	特定原材料に 準ずるもの (20品目)		いか、オレンジ、牛肉、ごま、さけ、大豆、鶏肉、 バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン ※ 上記項目に該当する場合、給食申込み不可	アーモンド、あわび、いくら、 カシューナッツ、キウイフルーツ、 さば、まつたけ

※ 複数の食物アレルギー疾患を有する場合のパターン例

- 1) 「卵・乳以外の幼稚園給食で使用する食材のアレルギー」+「卵・乳のアレルギー」を有する場合
(例:えび・卵のアレルギー)
- 2) 「卵・乳以外の幼稚園給食で使用する食材のアレルギー」+「幼稚園で使用しない食材のアレルギー」を有する場合(例:えび・まつたけのアレルギー)

➡ **1)、2)の場合、給食のお申込みはできません(ご家庭からの持参対応となります)**

- 3) 「卵・乳のアレルギー」+「幼稚園給食で使用しない食材のアレルギー」を有する場合(例:卵・まつたけのアレルギー)

➡ **3)の場合、「食物アレルギー対応食(卵、乳アレルゲン除去)」の申込みが可能です**

(3) 除去食品においてより厳しい除去が必要な場合

調味料や油脂などに極少量含まれている食品は、当該アレルギー疾患がある場合でも摂取可能な場合が多いです。

除去を必要とする場合には、「生活管理指導表」の「学校生活上の留意点」欄の「E 除去食品においてより**厳しい除去が必要なもの**」欄にて、「2. 管理必要」に記載への記載が医師によりなされます。**本項目に記載がある場合、給食の申込みはできません**ので、予めご了承ください。

3 食物アレルギー対応の実施期間

対応期間は、申請年度の1年間です。進級にあたり、継続して食物アレルギー対応を希望される場合は、年度ごとに申請書類をご提出いただき、改めて対応を検討します。

※ 食物アレルギーの状況に変化があった場合、時期を問わず速やかに幼稚園までお知らせください

4 食物アレルギー対応の変更・解除

食物アレルギー疾患が改善された場合や変化があった場合等、食物アレルギー対応の変更や解除をされる際は「(幼ア_様式 8)更申請書 兼 対応決定通知書」をご提出ください。

なお、給食注文には締め切りがありますので、書類のご提出後、対応が可能な月からの変更となります。

5 保護者の方の役割

(1) 「保護者確認用献立表(食物アレルギー対応食)」の確認【毎月】

食物アレルギー対応食(卵・乳アレルギー除去)の提供にあたり、保護者は毎月「保護者確認用献立表(食物アレルギー対応食)」をご確認ください。

保護者の方は、献立内容について確認後、「保護者確認用献立表(食物アレルギー対応食)」の保護者確認欄にサイン(又は押印)し、幼稚園までご提出ください。幼稚園が確認後、コピーを保護者の方へお渡しします。

(2) お子さまへの説明

保護者の方からお子さまへ、毎日の給食の内容や緊急時の対応について、可能な範囲でご家庭からお話してください。

(3) お子さまの健康状態の把握

毎日、お子さまの症状や健康状態を把握し、状況に応じて連絡ノート等で幼稚園に連絡してください。また、年に1回以上は医療機関を受診し、症状を確認してください。

6 お願いと留意事項

食物アレルギー疾患を有するお子さまが給食をお申込みいただくにあたり、下記についてご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 幼稚園給食といった集団給食では、安全性を最優先した完全除去対応で給食を提供します。「小麦20gのみ可」や「パン半分のみ可」といった部分的な解除の対応できませんのでご了承ください。
- (2) 幼稚園給食においては、微量混入(コンタミネーション)の可能性は完全に排除できませんので、お子さまに微量混入の食物アレルギー対応が必要な場合はご家庭よりお弁当を持参いただくこととなります。
- (3) 給食提供時の間違いを防ぐため、食物アレルギー対応食(卵・乳アレルギー除去)の提供にあたっては、専用の弁当食器(緑色)を使用し、一般食と見た目では区別できるようにしています。
- (4) 食物アレルギー対応にあたっては、安全性を最優先に取り組んでおります。食物アレルギー対応が必要なお子さまは、食事の際に他のお子さまの食事を誤って食べてしまわないように、お隣のお子さまと手が届かない程度に席を離す等、あらかじめ席を固定の場所とさせていただく場合がありますので、ご了承の程よろしく申し上げます。
- (5) 食物アレルギー対応食は、卵及び乳のアレルゲンを除去する関係で代替食品の提供となることから、

除去している食材の特性上、たんぱく質やカルシウム等の栄養素が一般食と比較して不足する傾向にありますことをご了承ください。

- (6) 申請内容及び食物アレルギー対応の内容は、不測の事態を防ぐため、幼稚園の職員及び園児等が情報を共有します。
- (7) 学校生活管理指導表の内容は、園医と情報を共有することがあります。
- (8) 給食のお申込みには締め切りがあることから、必要書類等のご提出及びその後の面談や幼稚園内での検討等により、食物アレルギー対応が可能となる月からの変更・解除となりますのでご注意ください。
- (9) 幼稚園型認定こども園における間食(おやつ)の提供について
 - ・ 1号認定児、新2号認定児のお子さま…………… 家庭より持参ください。
 - ・ 2号認定児のお子さま…………… 給食に含まれますので、幼稚園で提供します。

幼稚園給食の申込みにあたっては、本書の内容に同意のうえ、

「(幼ア_様式2)食物アレルギー対応申請書 兼 対応決定通知書」をご記入ください